

J/24 HAKATA Midwinter Regatta 2026

Sailing Instructions

[NP]の表記は、艇による抗議の根拠とはならない規則であることを意味する。これは RRS 60.1(a) を変更している。

[DP]の表記は、その規則の違反に対するペナルティーを、プロテスト委員会の裁量により、失格より軽減することができる意味する。

1 規則

- 1.1 本大会には『セーリング競技規則』に定義された規則が適用される。
- 1.2 『国際 J/24 クラス協会規則(以下、IJCA 規則)』を適用する。
- 1.3 IJCA 規則 C2.1 を次の通り変更する。乗員は 4 名以上で、乗員の総体重は 400Kg 以下でなければならない。ヘルムスマンはレース委員会が許可しない限り変更してはならない。その他の乗員は登録された乗員リスト内での交代は認めるが乗員数は変更できない。

2 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、それが発行する当日の 09:00 までに掲示される。但し、レース日程の変更は、発行する前日の 18:00 までに掲示される。

3 レース日程

3.1 レース日程

2月22日(日)

09:30	艇長会議・ブリーフィング(マリノア 1 階)
11:00	最初のレースのスタート予告信号時刻

2月23日(月)

10:30	最初のレースのスタート予告信号時刻
16:00	表彰式(マリノア)

3.2 本大会は 6 レース予定され、2 月 24 日は 14:00 を越えて予告信号は発しない。

3.3 1 つのレースまたは一連のレースが間もなく始まることを艇に注意喚起するために、予告信号を発する最低 5 分以前に、音響 1 声とともに『オレンジ色のスタート・ライン旗』を掲揚する。

4 クラス旗

白地に紺色の International J/24 クラスエンブレム

5 レース・エリア

添付図 A にレース・エリアの位置を示す。

6 コース

- 6.1 添付図 B の見取図は、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。
- 6.2 予告信号以前に、レース委員会信号艇に、添付図 B に示した、艇の帆走すべきコースを指示する数字旗を掲揚する。

7 マーク

- 7.1 マーク 1、2 は黄色円筒形ブイとする。
- 7.2 SI 9に規定される新しいマークは黄色円筒形ブイである。
- 7.3 スタート・マークはスタートボード端にあるレース委員会信号艇と、ポート端にある黄色円筒形ブイとする。
- 7.4 フィニッシュ・マークは以下とする。
 - (a)数字旗1…レース委員会艇と、黄色円筒形ブイとの間とする。
 - (b)数字旗 2…レース委員会艇と、黄色円筒形ブイとの間とする。

8 スタート

- 8.1 スタート・ラインは、スタートボード端のスタート・マーク上でオレンジ色旗を掲揚しているポールとポート端にある緑色円筒形ブイのコース側との間とする。
- 8.2 スタート信号後 4 分以内にスタートしない艇は、審問なしに『スタートしなかった(DNS)』と記録される。これは RRS A4 と A5 を変更している。
- 8.3 レースが再スタートまたは再レースとなった場合に掲示される RRS 30.4 に抵触したセールナンバーは 次のレースの予告信号前に、レース委員会信号艇のスタン掲示板に掲示される。これは RRS 30.4 を変更している。

9 コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、新しいマークを設置し(またはフィニッシュ・ラインを移動し)、実行できれば直ぐに元のマークを撤去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

10 フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、一端にあるフィニッシュ・マーク上の青色旗を掲揚しているポールと、他端にあるフィニッシュ・マークのコース側との間とする。

11 ペナルティー方式

11.1 規則 44.1 の始めと2番目の文章を次のように変更する。

「レース中に、1件のインシデントで 1つかそれ以上の第 2 章の規則または、規則 31 に違反したかもしれない艇は、『1回転ペナルティー』を履行することができる。ただし、スタート・マークを除くマークのゾーンにおける 1 件のインシデントで、1つかそれ以上の第2章の規則違反をしたかもしれない艇のペナルティーは『2回転ペナルティー』である。」

11.2 付則 P を下記の様に置き換える。

11.2.1 P2.1 を変更し「2回転ペナルティー」を「1回転ペナルティー」と読み替える。

11.2.2 P2.2、P2.3 は適用しない。

12 タイム・リミットとターゲット・タイム

12.1 タイム・リミットとフィニッシュ・ウインドウ、及びターゲット・タイムは、以下のとおりとする。

コース	タイム・リミット	マーク 1 のタイム・リミット	フィニッシュ・ウインドウ	ターゲット・タイム
数字旗1	70 分	20 分	10 分	40 分
数字旗2	70 分	20 分	10 分	50 分

マーク 1 のタイム・リミット内に 1 艇もマーク 1 を通過しなかった場合、レースは中止される場合がある。

12.2 ターゲット・タイムどおりにならなくても、救済要求の根拠とはならない。これは RRS 62.1(a)を変更している。

12.3 最初の艇がコースを帆走してフィニッシュした後、フィニッシュ・ウインドウ内にフィニッシュしない艇は、審問なしに『フィニッシュしなかった(DNF)』と記録される。これは RRS 35、A4 および

A5 を変更している。

13 抗議と救済要求

- 13.1 抗議書はマリノアクラブハウス 1 階で入手できる。抗議および救済または審問再開の要求は、適切な締切時間内にプロテスト委員会事務局に提出されなければならない。
- 13.2 それぞれのクラスに対して、抗議締切時刻はその日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が、本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から 60 分とする。
- 13.3 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に、審問のことを知らせるため、抗議締切時刻後 30 分以内に通告が掲示される。審問はクラブハウス 1 階にあるプロテスト・ルームにて掲示された時刻に始められる。
- 13.4 レース委員会、テクニカル委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告を、RRS 61.1(b)に基づき艇に伝えるために掲示する。
- 13.5 SI 11.1 に基づき RRS 42 違反に対するペナルティーを課された艇のリストは掲示される。
- 13.6 審問の順序及び待機場所
 - (a) 審問は基本的に抗議受付順に行う。
 - (b) 当事者は、プロテスト委員会事務局前に待機していかなければならない。
- 13.7 規則 77、付則 G、レース公示の違反は[NP] [DP]とし、クラス規則の違反は[DP]とする。
- 13.8 大会最終日では、審問の再開の要求は、次の時間内に提出されなければならない。
 - (a) 再開を要求している当事者が前日に判決を通告された場合には、抗議締切時間内。
 - (b) 再開を要求している当事者が当日に判決を通告された後 20 分以内。

この項は、規則 66 を変更している。
- 13.9 レースを行う大会最終日には、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から 20 分以内に提出されなければならない。これは、RRS 62.2 を変更している。

14 得点

- 14.1 大会の成立には、1 レースを完了することが必要である。
- 14.2 (a) 完了したレースが 4 レース以下の場合、艇のシリーズの得点は全レースの合計得点とする。
(b) 5 レース以上完了の場合、艇のシリーズの得点は、最も悪い得点を除いたレース得点の合計得点とする。

15 安全規定

レースからリタイアする艇は、できるだけ早く運営艇に伝える事。[NP] [DP]

16 装備の交換

損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承認なしでは許可されない。交換の要請は、最初の妥当な機会に、その委員会に行わなければならない。[NP] [DP]

17 装備と計測のチェック

艇または装備は、各クラス規則と帆走指示書に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。水上で艇は、レース委員会のメンバーにより、検査のために直ちに指定されたエリアに向かうことを指示されることがある。艇はこれらの指示に従わなければならない。[NP] [DP]

18 運営艇

運営艇の標識は、以下のとおりとする。

- ・レース委員会艇………ピンク色の旗
- ・プロテスト委員会艇………白地に赤文字で P の旗

19 ごみの処分

ごみは、海中に投棄しない様保持しなければならない。

20 無線通信

緊急の場合を除き、レース中の艇は、音声やデータを送信してはならず、かつ、全ての艇が利用できない音声やデータ通信を受信してはならない。これにはモバイルフォンも含まれる。
[NP] [DP]

21 賞

総合 1 位に賞を授与する。

22 リスク・ステートメント

- 22.1 RRS 3 には『レースに参加するか、またはレースを続けるかについての艇の決定の責任はその艇のみにある。』とある。大会に参加することによって、それぞれの競技者は、セーリングには内在するリスクがあり、潜在的な危険を伴う行動であることに合意し、認めることになる。これらのリスクには、強風、荒れた海、天候の突然の変化、機器の故障、艇の操船の誤り、他艇の未熟な操船術、バランスの悪い不安定な足場、疲労による傷害のリスクの増大などがある。セーリング・スポーツに固有なのは、溺死、心的外傷、低体温症、その他の原因による一生消えない重篤な傷害、死亡のリスクである。
- 22.2 この大会の競技者は、自分自身の責任で参加する(RRS 3 『レースをすることの決定』参照)。主催団体は、大会の前後、期間中に生じた物的損害または人身傷害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

23 保険

競技者は、大会期間中有効な傷害保険に加入していなければならない。

24 アフターレースについて

大会 1 日目(2 月 22 日)レース終了後、アフターセーリングプレゼンテーションとして懇親会を企画している。詳細は大会期間中に案内する。

添付図1 〈レース・エリア〉 博多湾沖



(添付図B)コース見取り図

コース L2

コースコード【数字旗1】

S-1-2-1-F

コース W3

コースコード【数字旗2】

S-1-2-1-2-F

